

ディビジョン番号	18
ディビジョン名	環境・安全化学・グリーンケミストリー・サステイナブルテクノロジー

大項目	5. 安全・教育・リスク管理
中項目	5-1. 化学物質管理
小項目	5-1-3. 化学産業界に於ける化学品管理の取り組み

<p>概要（200字以内）</p> <p>化学品管理については、化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進、規制と自主管理のベストミックスが求められている。リスク評価に基づくリスク管理は、最近徐々にその概念が浸透しつつあり、化学産業では、自主活動として、リスポンシブル・ケア活動を通じて、自主的なリスク管理を進めている。今後、化学物質管理に係る法律の見直しが進められ、この動向は加速されるであろう。</p> <div data-bbox="842 598 1370 1182"> <p style="text-align: right;">RC とは</p> </div>
<p>現状と最前線</p> <p>1. はじめに</p> <p>現在の生活の中には、化学品は必要不可欠なものとして、あらゆるところに使われている。化学品の管理を取り巻く状況にもさまざまな変化がみられ 1992 年に開催された国連環境開発会議（地球環境サミット）が、国際的な化学品管理の原点といってもよいであろう。ここにおいて 21 世紀をにらんだグローバルな環境政策が協議され、この会議の結果をまとめたアジェンダ 21 でその方針が示された。そのうち化学物質の管理政策については第 19 章で記述されており、その後の国際的な化学物質管理政策の指針となっている。2002 年には持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）が開催され、アジェンダ 21 を再確認するとともに、化学物質のうち有害なものによる人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を 2020 年までに改善することを目標とした。ここでは人と環境の保護を目的とするとともに科学的根拠に基づくリスク評価・管理の手法を用いることなどが、化学物質管理の基本的な考え方として国際的に確認された。</p> <p>2. 化学品管理に関する法規制</p> <p>化学品管理には数多くの法律が関わっているが、代表的なものとして、化学物質審査規制法(化審法)と、化学物質排出把握管理促進法(化管法)がある。化審法は、1973 年に制定され、2003 年に大きな改正がなされ、2004 年 4 月から施行されている。化審法は、新規化学物質の届出、化学物質の蛇口規制からなっており、強制法規である。一方、化管法は、1999 年 7 月に制定され、2000 年</p>

3月に施行された。化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度及び化学物質等安全データシート(MSDS)制度を通じ、事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている、いわば枠組み規制といえる。

3. リスク管理について

化学品を管理する場合に重要なものとしてリスク評価があり、国内においても、徐々にではあるがその概念は浸透してきている。リスク評価とは、人間なり環境が被るであろう危険有害性の程度(リスク)を把握して、その程度が実害のあるレベルであるかどうかを判定する。広義には更に実害の無いレベルまで低減するように対策を立てることまで含めることもある。更にリスクは一般的に下記で表される。

$$\text{リスク} = \text{危険有害性 (ハザード)} \times \text{発生確率}$$

つまりリスクとは将来どの程度の確率で好ましくない損失が発生するか概念と考えられる。リスク評価結果に基づき、リスク管理を進めることが今後更に求められる。

4. 自主管理の推進

化学物質は数万種類あり、とても法律だけでは規制できないため、自主的な取り組みも求められている。(社)日本化学工業協会(日化協)は、約200社の企業会員と約90の団体会員から構成される業界団体だが、その活動の中心の一つが化学産業界の安全・環境への取組である。かつての当局の規定する法規制を遵守することで安全・環境が保たれていた時代から、法規制と自主管理のいわば2本立てで安全環境問題を取り進める時代に変化している。この「自主管理」を実践するために日化協の色々な委員会(及び事務局)が活動しているが、同時に日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)を1995年に別途組織化して、両者が機密に連携しながら活動を続けている。その活動の柱は次のものである。

(1) 環境保護(保全) (2) 保安防災 (3) 労働安全衛生 (4) 化学品(化学品・製品)安全 及びそれらを踏まえての(5) コミュニケーション(成果の公表と社会との対話)。

化学産業が提供する各種の製品・サービスが社会生活の随所で貢献していることを確信すると同時に、環境への負荷を増大させて社会に迷惑をかけることのない様に(或いは極力小さく押さえる様に)活動を続けて行く。

将来予測と方向性

- ・ 5年後までに解決・実現が望まれる課題
 - 化管法及び化審法の見直し改正
 - リスク評価手法の確立
- ・ 10年後までに解決・実現が望まれる課題
 - 化学物質に係る法律の総合的な見直し
 - リスクベースの自主管理の定着

キーワード

化審法・化管法・リスク評価・リスク管理・自主管理

(執筆者: 池田 良宏)